

別記様式第 48 号 (第 103 条関係)

営 業 の 方 法	
営業所の名称 <b>バー下通</b>	
営業所の所在地 <b>熊本市中央区下通〇丁目〇番〇号 □□ビル〇階〇号室</b>	
営 業 時 間	午前 午後 9時00分から 午前 3時00分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	<input checked="" type="checkbox"/> ①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 <b>客の依頼に応じてジュースなどのソフトドリンク、簡単な付け出しやナッツ類を提供する</b>
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法 <b>客の依頼に応じてウイスキー、焼酎、ビールなどを提供する</b>
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 <b>20歳未満と思われる客には、運転免許証などで年齢を確認する</b>
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 <b>客の依頼に応じ、従業員がカラオケ装置を操作し、客にカラオケを利用させる</b>
	時 間 帯 午前 午後 9時00分から 午前 3時00分まで
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容